

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中川村長 宮下 健彦

市町村名 (市町村コード)	中川村 -(20386)
地域名 (地域内農業集落名)	大草北部 (飯沼、美里、北組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、山間地であるため耕作条件の良い圃場が少ない。また、農業者の高齢化や担い手不足が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。さらに、農地を集約化することによって担い手の条件向上を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。また、農業インフラの整備については農業者だけでなく地域と担い手が一体となって維持していく方法を検討する。

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	124 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

基本的には農振農用地区域内の農地とするが、目標地図で農地として維持すべき場所としてゾーニングした場所を優先する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、幅広い担い手に農地集積をすると共に、面的な集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
耕作条件の良い農地を中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズによって検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外の農作業受託可能な個人及び法人を把握し、必要に応じて委託できるよう検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--